

令和8年6月～入院時食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費(入院中の食事代)に関する改正がありました。

これに伴い、令和8年6月1日より下記のように負担金に変更になるため、ご理解の程よろしく申し上げます。

■70歳未満

区分			1食あたりの負担額	
			令和8年5月31日まで	令和8年6月1日以降
一般(住民税課税世帯)			510円	550円
住民税非課税世帯	過去12か月の入院日数	90日以下	240円	270円
		91日以上	190円	220円

■70歳以上

区分			1食あたりの負担額	
			令和8年5月31日まで	令和8年6月1日以降
一般 (住民税課税世帯)	現役並み所得者		510円	550円
	一般		510円	550円
住民税非課税世帯 (低所得Ⅱ)	過去12か月の入院日数	90日以下	240円	270円
		91日以上	190円	220円
住民税非課税世帯(低所得Ⅰ)			110円	130円